**預かり書類等の返還に関する合意書**

１．（利用者）は、（実施社協）との間に令和　　年　　月　　日付で締結した福祉サービス利用援助契約第９条に基づき、契約終了の際に（利用者）の預かり書類等を受取る受取人を次のとおり定めます。

２．受取人は、契約終了の際に（利用者）本人が受け取れない場合、その預かり書類等を受取ることに同意いたします。

３．（実施社協）は、契約終了の際、福祉サービス利用援助契約第９条及び下記に従って、（利用者）からの預かり書類等を取り扱います。

記

（１）（実施社協）は、受取人に返還する前に（利用者）の法定代理人、相続人全員、遺言執行者その他受取るに正当な権限を有する者から預かり書類等の返還を求められた場合、預かり書類等をそれらの者に返還するものとします。

（２）受取人又は前項に記載した正当な権限を有する者に預かり書類等を返還した場合、（実施社協）は一切の責任を免れます。

（３）利用者が後見開始の審判の確定を受けた場合、受取人指定の効力は消滅し、預かり書類等は成年後見人に返還するものとします。

（４）受取人は、次の事項を遵守するものとします。

1. 受取人の連絡先等に変更が生じた場合は、その旨速やかに（実施社協）に連絡するものとします。
2. 受取人は、（実施社協）より預かり書類等の受取りについて連絡を受けた後３ヶ月以内に受取るものとします。ただし、期間内に受取ることができない特段の事情がある場合には、速やかに（実施社協）にその旨連絡するものとします。
3. 受取人は、（実施社協）より受取った預かり書類等について、一切の責任を負うものとします。
4. 受取人の死亡その他の理由で受取人による受け取りができない場合、並びに返還時に受取人が受け取りを拒否した場合、指定はされなかったものとします。

令和　　年　　月　　日

（利用者）

住　所

氏　名 　　　印

（受取人）

住　所

氏　名 印

電話番号

（実施社協）

住　所

名　称

会　長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

電話番号